

2025 年度  
奨学金事業募集要領

公益財団法人リンナイ奨学財団

## 目次

第1章 募集概要について

第2章 応募資格について

第3章 選考方法・交付方法

第4章 応募にあたっての留意点

【参考】参考とする家計基準

## 第1章 募集概要について

### 1. 募集期間

種別	募集期間	
	開始 (予定)	締切 (必着)
① 大学学部生	2025年4月1日	2025年5月28日
② 大学院修士(博士前期課程)生	2025年1月6日	2025年2月5日
③ 大学院博士(博士後期課程)生	2025年1月6日	2025年2月5日

募集要領及び申請書記入方法に基づいて申請書に記入のうえ、大学・大学院を通して郵送により提出してください。なお、申請書の返却はいたしません。

### 2. 応募時申請書提出先及び応募問い合わせ

#### (1) 申請書提出先

- ・在籍する大学・大学院※を通して当財団まで提出してください。  
※在籍大学と異なる大学院へ進学する場合は進学先大学院を通して提出してください
- ・応募時に必要な提出書類は、以下の通りです。
  - (ア) 奨学金申請書／申請理由書(指定書式)
  - (イ) 大学・大学院の推薦状(指定書式)  
※各推薦者は忘れずに押印してください。押印なき場合は無効となります。
  - (ウ) 小論文(指定書式)  
テーマ:『奨学金を活用して、大学・大学院で何を学び、どう社会貢献をしたいか』
  - (エ) 成績証明書※(出身高校・大学・大学院の成績証明書、高校・大学・大学院の書式で可)  
※大学・大学院の成績証明書:GPA 評価必須、高校の成績証明書:GPA 評価推奨
  - (オ) 家庭状況調査書

#### 【注意事項】

- ・申請書と推薦状は、大学学部生用と大学院生用のフォーマットが異なりますのでご注意ください。
- ・大学院生用の推薦状(1/2～2/2)は、組織長と指導教員両方の推薦状が必要となります。
- ・応募書類は、当財団ホームページの【助成事業】のページから入手できます。
- ・全ての応募書類は必ず片面印刷で提出してください。両面印刷の書類は受付出来ません。
- ・全ての応募書類(署名/サイン以外)は必ずパソコン入力してください。手書きは禁止とします。

#### (2) 問い合わせ

- ・ご不明点や応募にあたっての詳細は在籍する大学、進学予定の大学院を通して当財団までご確認ください。

### 3. 奨学金額及び採択予定件数

種別	採択件数(予定)	助成金額	助成期間
① 大学学部生	15 件	10 万円(月)	本年 4 月から 4 年間
② 大学院修士(博士前期課程)生	16 件	12 万円(月)	本年 4 月から 2 年間
③ 大学院博士(博士後期課程)生	11 件	20 万円(月)	本年 4 月から 3 年間

## 第2章 応募資格について

### 1. 応募資格

以下のいずれにも該当し、大学・大学院からの推薦がある者とします。

※学力基準と家計基準は、推薦する大学・大学院側でも判断するものとします。(家計基準に係る確認書類等は大学・大学院側で助成期間終了後 3 年間保管するものとします。)

ア. 愛知県内の大学・大学院(修士・博士課程)に本年 4 月※に入学・進学する(した)者

① 大学学部生

—1 年次在籍の者(学年制の高等学校を卒業した者を優遇)

—最短修学期間 4 年

② 大学院修士(博士前期課程)生

—修士(博士前期課程)1 年次進学予定の者

—最短修学期間 2 年

③ 大学院博士(博士後期課程)生

—博士(博士後期課程)1 年次進学予定の者

—最短修学期間 3 年

※上記①または②を受給中の者のうち、成績優秀により期中に進学(大学→大学院前期課程→同後期課程)した者へも応募資格を与える

イ. 学力優秀ながら経済的理由により経済的支援が必要と認められる者

—学力の基準及び家計基準は、日本学生支援機構の基準を参考とする。

ウ. 大学・大学院から奨学生にふさわしいと推薦があった者

エ. 年齢不問

オ. 他の給付型奨学金を利用している場合は不可(ただし、貸与型奨学金との併用は可、授業料減免制度との併用は可)

カ. 企業に在籍し、企業から何らかの援助を受ける者は応募出来ません

キ. 大学院博士(博士後期課程)生の特例

博士後期課程生は学生の年齢等の理由で家庭からの援助が期待出来ないことが多い。学生本人が生活維持者の場合(入学後 3 ヶ月以内に生活維持者になる予定の者を含む、企業に在籍しているが企業から全く援助を受けていない者に限る)に限り、家計基準【参考2】を採用する。なお学生が既婚者で、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者の給与所得控除を行い、本人の収入金額と合算して判定する。万が一、配偶者以外より援助を受けていることが発覚したときは奨学金全額返金を請求する。当特例で申請する場合は、申請書など応募書類に加え以下を必ず添付すること。

- 家庭状況調査書(家計基準は【参考2】による) ※毎年度末に再提出
- 生活維持者であることを証明する書類(独立した旨が判る住民票など) ※同上
- ※応募時に独立していない者は入学後 3 ヶ月以内に上記証明書類を提出すること

### 第3章 選考方法・交付方法

#### 1. ①選考スケジュール(大学院生)

項目	日程	概要
(1) 募集受付	2025年1月6日 ～2月5日	当財団へ指定する応募書類を大学・大学院経由で提出
(2) 選考	2025年2月6日 ～2月26日	当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考
(3) 合否通知	2025年2月27日 ～3月7日	当財団から応募者の合否を応募者・大学・大学院に書面で通知
(4) 採用者手続き	2025年3月8日 ～3月28日	財団へ指定書式(同意書、振込口座)を大学・大学院経由で財団に提出
(5) 奨学金給付	2025年4月15日～	4月15日に4月分の奨学金を支給 以降は、毎月15日までに当月分の奨学金を支給

#### ②選考スケジュール(大学生)

項目	日程	概要
(1) 募集受付	2025年4月1日 ～5月28日	当財団へ指定する応募書類を大学・大学院経由で提出
(2) 選考	2025年5月29日 ～6月16日	当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考
(3) 合否通知	2025年6月17日 ～6月24日	当財団から応募者の合否を応募者・大学・大学院に書面で通知
(4) 採用者手続き	2025年6月25日 ～7月4日	財団へ指定書式(同意書、振込口座)を大学・大学院経由で財団に提出
(5) 奨学金給付	2025年7月15日～	7月15日に4月～7月分の奨学金を支給 以降は、毎月15日までに当月分の奨学金を支給

## 2. 選考方法

### (1) 選考の流れ

当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考を行います。

選考の流れ	選考内容
① 形式審査	提出された申請書類について、応募の要件(申請者の応募資格、必要書類の有無等)を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の選考の対象から除外されます。
② 書面(成績・小論文)選考	申請書類を基に、外部有識者等により構成される選考委員会にて評価します。在学中の専攻内容や将来の希望進路等を踏まえ、何故、奨学金が必要なのか(経済的支援が必要な理由等)、その奨学金を活用してどのように社会貢献できる人材となっていきたいか、何故、その進路を希望しているのか、その希望進路に向けて過去或いは現在どのように取り組んでいるか等を確認します。なお経済的支援が必要な理由を申請書や小論文に必ず記述してください。また可能な限り、記入欄を有効利用し、想いが伝わる様に工夫のうえ丁寧に記述してください。
③ 最終選考	形式審査及び書面選考の評価を踏まえ、選考委員会で対象者候補を決定します。
④ 支給対象者決定	選考委員会で決定された支給対象候補者を踏まえ、当財団の理事会が助成対象者を承認します。

### (2) 選考に関与する者

公正で透明な評価を行う観点から、下記に示す利害関係を有する選考委員は、選考に加わりません。

- 申請者等と親族関係にある者
- 申請者等と同一の大学・研究機関等に所属している者
- その他、当財団が利害関係にあると判断した者

## 3. 奨学金の交付方法

- ・在籍する大学・大学院を通して交付等事務手続きを行います。財団から申請された本人名義の銀行指定口座に当月分を毎月15日迄に振込みます(大学生の初回は7月15日に4ヶ月分の奨学金を支給予定)。
- ・翌年3月以降も最短修学期間終了月末まで同様に振り込みます。ただし、休学・停学などの状況や毎年度末に提出する成績証明書、在学証明書、生活状況報告書の内容により、給付の休止・中止を判断することがあります。

## 4. 支給決定後の申請者等の責務

### (1) 支給開始後の書類提出

- ① 毎年の年度末(3月末)に、学生生活の状況を書面で報告のうえ、直近の成績証明書※及び在学証明書を期日までに在籍する大学・大学院を通して提出してください。

②万が一、年度末までに成績証明書※及び在学証明書が準備出来ない場合は、当財団へ一報の上、生活状況報告書のみ提出し、新年度早々、不足書類を提出してください。事前連絡もなく、必要書類が年度末までに提出されない場合は、助成を中止することがございます。奨学生全体の足並みを揃える必要があり、提出必要書類は年度末に提出出来る様に事前調整をお願いします。

※成績証明書は GPA 評価が記載されている成績表の提出が必須です。

③原則として通算助成期間は当初申請時に残存する最短修学期間を上限としますが、助成初年度以降も継続して助成することが適切であるかを毎年度末の報告を踏まえて判断します。

④大学院博士後期課程生のうち学生本人が生活維持者として申請し採択された者は、上記①に加え、家庭状況調査書(家計基準は【参考2】による)、生活維持者であることを証明する書類(住民票など)も毎年度末に提出してください。

## (2) 行事参加

・財団が奨学生に対して行事等を開催する場合は行事への参加を求めます。

## (3) 奨学金の休止又は中止事項の報告

・奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を休止又は中止とすることがあります。財団事務局で事情を確認し、奨学金支給の休止、中止、または再開を判断します。

- ① 留学等により、大学を休学又は長期にわたって欠席したとき(休止)
- ② 本人・家庭のやむを得ない事情により、大学を休学又は長期にわたって欠席したとき(休止)
- ③ 疾病・死亡などのため成業の見込みがなくなったとき(中止)
- ④ 学業成績又は操行の不良等により、停学・退学・留年となったとき、または卒業見込みがなくなったとき(中止)
- ⑤ 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき又はその指示や指導に従わなかったとき(中止)
- ⑥ 当財団の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき(中止)
- ⑦ 奨学金事業に関して当財団に対する虚偽の申請または報告があったとき(中止)
- ⑧ 他の奨学金との併用※が確認されたとき(中止)

※返済型奨学金・授業料減免制度との併用は可

- ⑨ 奨学生として著しく不適切な用途への奨学金使用が判明したとき(中止)
- ⑩ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき(中止)
- ⑪ 家計基準が満足出来なくなったとき(中止)

以下⑫～⑬は、大学院博士後期課程生のうち学生本人が生活維持者として申請し採択された場合のみ

- ⑫ 本人が生活維持者であることが確認出来ないとき(中止)
- ⑬ 配偶者以外より援助を受けていることが発覚したとき(中止)

・上記に該当することとなった場合、在籍する大学・大学院を通じて速やかに状況説明書(生活状況報告書)をご提出ください。当財団事務局で確認のうえ、対応を決定します。

#### (4)その他

- ・当財団に登録した内容(氏名、住所、電話番号、口座番号等)に変更があった場合、在籍する大学・大学院を通じて速やかにご連絡ください。
- ・当財団奨学金受給中の者で、成績優秀で飛び級や早期修了により就学期間が短縮され、期中に大学院へ進学する場合は、在籍する大学・大学院を通じて速やかにご連絡ください。奨学対象期間や額面について、当財団事務局で確認～調整のうえ、対応を決定します。
- ・当財団奨学金受給中の者のうち、大学院修士(博士前期)課程に在籍し、成績優秀で本人が進学を希望し、かつ大学および指導教員が大学院博士(博士後期)課程への進学を推薦する場合は、第5章にある優遇措置を講ずることが出来ます。

## 第4章 応募にあたっての留意点

### (1)助成金の不正な使用等に関する措置

- ・故意若しくは重大な過失による違約・違反や虚偽の申告・報告が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

### (2)事業実施者等の安全に対する責任

- ・当事業の実施期間中に生じた傷害や疾病等を含むあらゆる事故等について、当財団は一切責任を負いません。

### (3)応募情報及び個人情報の取扱い

- ・申請書類等の提出物は審査のために利用します。応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。ただし、法令などにより提供を求められた場合を除きます。
  - 当事業の審査及び審査に関係する事務連絡、通知等に利用します。
  - 審査後、採択された方については、引き続き、事務連絡等に利用します。
  - 当財団が開催するセミナー等の案内、及び、当財団が実施する事業の募集・案内等の連絡に利用します。

## 第5章 当財団奨学金受給者の進学に伴う継続受給の優遇措置

当処置の目的は、学校が推薦する成績優秀者が、在学中も進学後も安心して学業や研究に没頭出来る様、精神的な安心感を提供することである。

現在、当財団奨学金を受給中の学生のうち、本人が進学(大学院博士前期課程→同後期課程への進学)および奨学金の継続受給を希望し、かつ指導教員と組織責任者が奨学金受給者に相応しいと判断した場合、必要な手続きを行うことで奨学金受給の継続を優遇する。この優遇措置は、あくまで内定であり正式決定は定期審査(毎年2月の選考委員会と理事会)で決議するものとする。

- 申請は定期(毎年2月)の募集時期に拘らず、大学院博士前期課程2年に在籍中であれば都度応募出来る。以下①～④の資料を提出すること。
  - ① その時点での最新の成績表(GPA 評価が記載されているもの)
  - ② 指導教員と組織責任者の推薦状(進学後の研究テーマや育成目標が明記されたもの)  
※指定書式(大学院生用推薦状 1/2～2/2)
  - ③ 小論文 ※指定書式(定期募集と同じもの)
  - ④ 家計基準を満足していることの確認 ※家庭状況調査書は提出不要、ただし大学院博士後期課程生のうち学生本人が生活維持者として申請する場合は、家庭状況調査書(家計基準は【参考2】による)を必ず提出すること。
- 上記を申請した場合、定期募集時(2月初締切)に最新の成績表を提出すること。なお提出済みの①～④において、記載事項に変更がある場合は、該当する書類も再提出すること。

**【参考1】参考とする家計基準**(第2章応募資格のイ関連)

日本学生支援機構が求める収入の上限額※を参考とします。

※引用: 大学等で受ける貸与第二種奨学金の家計基準(在学採用)項

世帯人数	給与所得世帯 (年間の収入金額額)	給与所得以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	1,180万円	905万円
3人	1,127万円	891万円
4人	1,309万円	937万円
5人	1,387万円	1,003万円

**【参考2】※ 参考とする家計基準**(第2章応募資格のイ・オ関連)

※大学院博士(博士後期課程)生で学生本人が生活維持者の場合

日本学生支援機構が求める収入※を参考とします。

本人の収入(定職が無い者はアルバイトなどの収入により本人が1年間に得た金額)と配偶者の定職収入の金額の合計額が、下記の金額以下であること。配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

※引用: 大学院で受ける貸与第一種奨学金の家計基準(在学採用)項を引用

	収入上限額
博士後期課程	340万円

配偶者の給与所得控除額

年間収入金額(税込)	控除額
268万円未満	年間収入金額と同額
268万円を超えて400万円以下	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超えて781万円以下	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円